

平成26年度 第4回 埼玉中部広域清掃協議会会議録

平成27年3月26日 開催

埼玉中部広域清掃協議会

平成26年度第4回埼玉中部広域清掃協議会 会議録

○議題

「平成26年度第4回埼玉中部広域清掃協議会次第」のとおり

○開催日時

平成27年3月26日（木）

開会 午後2時00分

閉会 午後2時35分

○出席者（10名）

東松山市 森田光一（東松山市長）

桶川市 小野克典（桶川市長）

滑川町 吉田昇（滑川町長）

柳克実（代理）

嵐山町 岩澤勝（嵐山町長）

小川町 松本恒夫（小川町長）

吉見町 新井保美（吉見町長）

ときがわ町 関口定男（ときがわ町長）

東秩父村 足立理助（東秩父村長）

参与 鈴木健史（川越比企地域振興センター東松山事務所長）

参与 新村三枝子（東松山環境管理事務所長）

○欠席者（なし）

○職務のため出席した事務局職員

根岸正己 山下雅之 須澤理 梅澤敏志

○議事の記録方法

全文記録

平成26年度第4回埼玉中部広域清掃協議会次第

日 時 平成27年3月26日(木)

午後2時00分から

場 所 吉見町役場3階中集会室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

【報告事項】

報告第 7号 埼玉中部資源循環組合設立許可までの経過について

報告第 8号 地区別説明会について

【協議事項】

協議第 9号 埼玉中部資源循環組合の概要(案)について

協議第10号 埼玉中部広域清掃協議会の解散について

4 その他

5 閉 会

1 開 会

○司会 本日の司会を務めさせていただきます清掃協議会事務局の須澤と申します。どうぞよろしく
お願いいたします。

初めに、本日の資料の確認をいたします。協議会で使う資料は、平成26年度第4回埼玉中部広域清
掃協議会次第と書かれた冊子、1部です。ページをめくっていただきまして、1ページから37ページ
までございます。落丁などございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○司会 それでは、始めさせていただきます。

次第1の開会でございますが、傍聴の件につきまして、新井会長からよろしくお願いいたします。
傍聴の件、お願いします。傍聴の件を、済みません、お願いします。

○新井会長 それでは、会議の前でございますけれども、本日協議会の傍聴を希望されている方がお
いででございます。当協議会は、埼玉中部広域清掃協議会会議運営規程に基づいて、原則公開となっ
ておりまして、私といたしましては本日は非公開にすべき案件はないと考えています。いかがでしょ
うか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井会長 それでは、ご異議ございませんので、本日の協議会は全て公開で進めさせていただきます
す。

また、耳の不自由な方がおいでになるそうございまして、録音の申請がありましたので、これを
許可したいと思います。

それでは、傍聴者を入場させてください。

〔傍聴者入場〕

○司会 会長、済みません、最後になるかもしれませんが協議会ということで、事務局のほうで写真撮
影をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○司会 では、お願いします。

○新井会長 それでは、傍聴の方に傍聴上の注意を申し上げます。

先ほど事務局のほうからお配りをいたしました傍聴券のお願い事項、これをよくお読みになってい
ただいて遵守してください。また、傍聴の規程に反する行為があった場合には、退場をお願いするこ
とといたします。

それでは、平成26年度第4回埼玉中部広域清掃協議会を開会させていただきます。

○司会 ありがとうございます。

2 あいさつ

○司会 それでは、開会に当たりまして、当協議会の新井会長から挨拶をお願いいたします。

○新井会長 それでは、皆さん、こんにちは。いつもお世話になっております。本日は、平成26年度第4回埼玉中部広域清掃協議会をお願いをしたところでございますが、委員の皆様には年度末の大変ご多用の中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

この埼玉中部広域清掃センターが平成25年3月26日、ちょうど2年前になりますけれども、それで設立されましたが、委員の皆様初め関係各機関の皆様、そして建設予定地として決定させていただきました地域の皆様方、多くの方々のご理解とご協力をいただきまして、予定したスケジュールに沿って着実に事業を進めることができました。心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、本日の資料にもございますが、この2年間で8回の協議会、5回の建設検討委員会などを開催いたしました。それで決定していただいた重要な事項は、地域の皆様を対象とする5回の事業説明会、6カ所での地区別説明会、さらに数回にわたる東第二地区等の全戸訪問や地権者のお宅への訪問などを通じまして、詳細な情報提供と丁寧な説明を進めてきたところでございます。残念ながら、一部には依然として強く反対されている方もおいででございます。しかし、この後の報告にもございますように、地区別説明会では地域の将来を見据えて新しいごみ処理施設の事業を地域づくりに活用しようというご意見も数多く寄せられているところでございます。この協議会を設立して2年になりますけれども、こうしたご意見をいただけるまでに事務を進めることができました。この成果は平成27年4月1日に設立いたします埼玉中部資源循環組合に引き継がれ、必ずや大量生産、大量消費、大量廃棄の時代から循環型社会の構築へと大きく変化する時代に対応できる新たな施設の建設につながるものと確信をしております。

予定では、本日が最後の協議会となります。改めてこの2年間にわたります構成市町村の皆様、ご指導いただいております関係機関の皆様、そして住民の皆様に心から感謝を申し上げますとともに、慎重なご審議をお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○司会 ありがとうございます。

3 議 題

○司会 それでは、3の議題に入ります。

新井会長、よろしくをお願いいたします。

○新井議長 それでは、しばらく進行を務めさせていただきます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

まず、報告事項について、報告第7号 埼玉中部資源循環組合設立許可までの経過について、報告をお願いします。

○事務局 清掃協議会事務局の須澤です。よろしく申し上げます。1ページをごらんください。

報告第7号 埼玉中部資源循環組合設立許可までの経過について。埼玉中部資源循環組合設立許可

までの経過について、別紙のとおり報告いたします。

2ページをごらんください。組合設立までの経過を簡単にまとめました。平成26年10月22日、第2回埼玉中部広域清掃協議会を開催しまして、新しい埼玉中部資源循環組合の規約案を議決しました。これを受けまして、同年の10月29日、構成8市町村へ平成26年12月定例会に「埼玉中部資源循環組合の設立について」の議案の提出を依頼しました。

そして、平成26年11月28日から12月17日に、下記の日付で構成8市町村の中で議決されました。11月28日には滑川町、ときがわ町、東秩父村にて議案が可決されました。12月5日には吉見町議会にて議案が可決されました。12月8日には小川町議会にて上記議案が可決されました。12月の9日には嵐山町議会にて議案が可決されました。12月の15日には桶川市議会にて議案が可決されました。12月の17日には東松山市議会にて議案が可決されました。

そして、12月の25日に第3回埼玉中部広域清掃協議会を開催しまして、構成8市町村の全議会で上記議案が可決されたことを受けまして、埼玉中部資源循環組合の設立のため埼玉県へ一部事務組合設立許可申請を行う旨の確認と合意を得た次第です。そして、これは地方自治法規定の法定協議も兼ねております。

年明けの27年の1月の9日、埼玉県地域政策課へ埼玉中部資源循環組合設立許可申請を行いました。

そして、同年の2月12日、埼玉県から許可がおりました。許可書については、3ページの資料のとおりです。

報告第7号については以上です。

○新井議長 それでは、去る2月12日に資源循環組合の設立許可がおりた、それまでの経緯をとということでございます。

この報告について、何かご質問がございますか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○新井議長 それでは、次に報告第8号 地区別説明会について、報告お願いいたします。

○事務局 事務局の根岸です。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、お手元の資料4ページになります。報告第8号、説明をさせていただきます。

2月12日から16日にかけてまして開催をいたしました事業の地区別説明会、この内容がこちら4ページからの資料ということになっております。

恐れ入ります、5ページをごらんいただきますと、報告書という形でまとめてございます。当協議会では、吉見町と協力しましてさまざまな形で事業の説明会をこれまでも開催してまいりました。今回が事業説明会といたしましては、2年間で5回目の説明会ということになりますが、大字単位に地区ごとの開催、これは初めてでございました。説明会の開催に当たりましては、各地区の区長さんにもご協力をいただいております。

それでは、その内容につきまして、次の6ページをごらんいただきます。まず1、説明会の目的で

ございます。ここにございますように、地区別に開催して事業と内容と意義を理解していただくとともに、その進捗状況と今後のスケジュール、これを説明すること、これらを目的として開催いたしました。

次に、2、説明会の概要です。対象区域は、吉見町の東第二地区の6地区、それから川島町芝沼地区、合わせて合計7地区で、そこにお住まい全ての世帯にご案内をさせていただいております。

(3)の実施日ですが、説明会は先ほど申し上げましたように、2月12日の木曜日から16日月曜日までの5日間で6回開催をいたしました。参加者は、合計で104名の方でした。

(4)、一番下になりますが、説明の内容です。まず、日本の廃棄物処理と現状についてと題しまして、日本環境衛生センター技術審議役の速水さんに、我が国のごみ処理の歴史とそれから現状、これらにつきましてスライドを使った情報提供をお願いいたしました。この(2)から(4)につきましては、吉見町と協議会で分担して説明をさせていただいております。なお、説明会で配付いたしました資料を、この資料の13ページから18ページに掲載いたしましたので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

それでは、次の7ページをごらんいただきます。7ページの中段になりますが、3、説明会で出された主な質疑、意見等ということになります。ここでは、地元対策を初め、ごみ収集車について、それから用地交渉について、それから健康増進施設や発電余熱利用などについて、そして現在の中部環境保全組合の地元対策について、それから建設工事のご心配など、これらについての質疑がございました。詳しくは、現在ごらんいただいております7ページから11ページにかけてまとめてございますので、後ほどご参照願いたいと思います。

次に、少し飛びますが、資料の11ページをごらんいただきたいと思います。11ページの下段になります。4、説明会で出された主な要望ということでまとめておきました。ここでは、直売所の配置、それからコンビニエンスストアのこと、それから街灯の設置、そして次の12ページになります。信号や歩道、水路などの整備、大きなものでは病院などの施設整備、それから川島町の芝沼地区では、新しいごみ処理施設の利用に向けた取り組みなど、これらについての要望がございました。これらの要望につきましては、新しく設立いたします埼玉中部資源循環組合、こちらで協議をしていくことになります。

12ページの中段、5、まとめということになります。読ませていただきます。今回の地区別説明会では、地元地区に入りできるだけ多くの人に本事業の趣旨を御理解いただけるよう説明してまいりました。今後も、引き続き地元説明会を重ねて、地域づくりに向けた事業計画や環境影響評価の実施状況等について、情報を提供していきます。

また、今回いただいた多くの御意見や御要望を事業に反映させるため、地元住民組織づくりを進めてます。今後の地元説明会において、どのような組織にするか、どう要望を取りまとめていくか等について話し合いを進める予定です。

今回の地区別説明会で寄せられた御意見・御要望では、今後の事業推進に向けて活用するとともに、引き続き、より多くの住民の皆様の声に耳を傾け、安心し、納得していただくための取り組みを進めますということでもとめさせていただきました。

報告の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○新井議長 地区別説明会が終わって、それぞれの地区で皆さんの要望いただいたということであり、実際にはできるものはありますし、できないものも。この報告によりましては、よろしいでしょうか、特に。

〔「はい」と言う人あり〕

○新井議長 それでは、2点の報告を終わらせていただきました。

続いて、協議事項に入らせていただきます。

協議第9号 埼玉中部資源循環組合の概要（案）についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○事務局 山下と申します。よろしくお願いいたします。済みません。着座にて失礼させていただきたいと思います。

19ページをお願いします。19ページの協議第9号です。埼玉中部資源循環組合の概要（案）について、別紙のとおり協議願います。

20ページをお願いします。これにつきましては、昨年の10月22日に開催された平成26年度第2回協議会において、当時は一部事務組合の概要となっていましたが、協議をしていただいております。当時は未定だった部分があったのですが、今回未定部分が埋まりましたので、再度埼玉中部資源循環組合の概要として協議をお願いするものです。したがって、説明は今回追加する部分のポイントのみとさせていただきたいと思います。

22ページをお願いします。22ページの5、議会の組織及び議員の選挙方法をお願いします。四角で囲まれた部分でございますが、まず定例会につきましては2月と8月の2回開催することとします。次に、報酬と費用弁償についてですけれども、報酬月額については、議長が1万7,500円、副議長が1万6,250円、議会運営委員長が1万5,750円、議員が1万5,000円で、期末手当はございません。また、出席手当が2,600円、日当は県内が2,600円、県外が3,000円で、宿泊料が1万5,000円となります。

23ページの6、組織をお願いします。上のほうの四角で囲まれた部分ですが、管理者の報酬でございます。報酬月額は2万4,000円、期末手当はございません。日当は県内が2,600円、県外が3,000円で、宿泊料は1万5,000円となります。

次に、下段の四角で囲まれた部分をお願いします。副管理者の報酬月額は1万7,500円、期末手当はございません。日当及び宿泊料は、管理者と同額となっております。

次、24ページをお願いします。24ページの四角で囲まれた部分ですが、新年度の職員体制につきましては、26ページをお願いします。この表の、ちょっと横向きですが、下段をお願いします。

まず事務局長につきましては、吉見からの派遣職員

〔「25ページだよね」と言う人あり〕

○事務局 済みません。まず事務局長は、吉見町からの派遣職員を充てます。施設課の課長は、埼玉県からの派遣職員を充てることとなります。総務課長と施設係長は、東松山市と桶川市で交代で派遣することとなります。総務担当と施設担当は、滑川町、嵐山町、小川町の派遣職員を充てます。ときがわ町と東秩父村については、平成27年度の派遣はなしということとなります。

続きまして、新しい組織ですね、25ページになりますけれども、埼玉中部資源循環組合組織図(案)、こういった体制です。一応これにつきましては、前回の協議会で報告をしていますので、説明は省略させていただきます。

次に、27ページをお願いいたします。監査委員についてです。四角で囲まれた部分ですけれども、監査委員の報酬月額が識見者が1万円、議会選出が9,000円、出席日当が2,600円、普通の日当は県内が2,600円、県外が3,000円、宿泊料が1万5,000円となります。

28ページをお願いいたします。四角で囲まれた部分でございます。情報公開・個人情報保護審査会等の附属機関に関する報酬です。報酬月額については、審査会の会長、委員ともに1万円、審議会の会長、委員は6,000円、建設検討委員につきましては、識見者が1万5,000円、識見者以外は6,000円となります。その他出席日当は2,000円、日当は県内2,000円、県外2,500円、宿泊料は1万4,000円となります。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○新井議長 それでは、4月1日から始まる埼玉中部資源循環組合の概要で、今までの協議で決定していただくということで、それから言わなかった部分がありますので、その部分について今説明がございました。この下敷きになったのは、比企広域市町村圏組合に準じているというふうに。

それでは、今申し上げたこの案について、何かご質疑等ございましたらお願いいたします。

〔「ありません」と言う人あり〕

○新井議長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○新井議長 それでは、ご異議ないようですので、このまま案のとおり決定をいたします。ありがとうございました。

それでは、続いて協議第10号 埼玉中部広域清掃協議会の解散について、お願いします。

○事務局 事務局の梅澤です。よろしく申し上げます。着座にて失礼させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○事務局 ありがとうございます。

それでは、30ページをお願いいたします。協議第10号 埼玉中部広域清掃協議会の解散について。

埼玉中部広域清掃協議会の解散について、別紙のとおり協議願います。

31ページをお願いいたします。平成27年4月1日に埼玉中部資源循環組合が設立されますので、協議会はその役割を果たしたと言えますので、解散についてご協議をいただくものになります。読ませてください。

埼玉中部広域清掃協議会の解散について。埼玉中部広域清掃協議会は、平成27年3月31日付けで解散するものとする。

協議会の解散に伴い、協議会の決算等の取扱いは、下記のとおりとする。

記、協議会の事業については、解散の日をもって打ち切り、収支については、会長であった者がこれを決算し、監事であった者の監査に付した後、その写しを委員であった者に通知するものとする。こちらの規定につきましては、4月1日からは協議会としての事業を行わないということの規定しております。また、決算、監査につきましては、それぞれ会長であった者、監事であった者が行うことを定めるものでございます。そういうことになりますので、現在嵐山町の岩澤町長さん、そして小川町の松本町長さんに監事をしていただいているわけですが、解散はいたしますが、その後5月ぐらいになるかと思いますが、監査のほうをお世話になればと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。なお、決算につきましては、現会長の新井会長に引き続きお願いすることになります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次のポツです。歳入歳出決算の結果、収支残額が生じた場合は、平成26年度埼玉中部広域清掃協議会歳入歳出予算における構成市町村負担金を算出した割合により構成市町村に返還するものとするのでございます。こちらの平成26年度の負担金につきましては、均等割50%、人口割50%でご負担をいただいておりますので、これと同じご負担の比率におきまして返還をするものということになります。よろしくをお願いいたします。

そして、次でございまして。協議会予算において購入した備品等は、埼玉中部資源循環組合に移管するとございまして。こちら、パソコン等買わせていただいておりますが、こちらにつきましては、組合のほうで使用させていただきたいということで移管を定めたものでございまして。なお、解散につきましては、協議会規約に定めがあるところではございまして、十分な定めとなっておりますので、そのような形で補足するというように定めるものでございまして。よろしくをお願いいたします。

それでは、32ページをお願いいたします。32ページにつきましては、平成26年度埼玉中部広域清掃協議会歳入歳出執行状況（平成27年3月23日現在）の執行状況をまとめたものでございまして。総括表になっておりまして、まず歳入のほうです。歳入合計の収入見込み額をごらんください。1,383万5,864円の収入がございまして、予算現額との比較は45万8,864円でございます。

続きまして、歳出でございまして。歳出合計の支出見込み額をお願いいたします。平成27年3月23日現在の支出見込み額につきましては、1,101万3,782円でございます。不用額が236万3,218円となっております。収入見込み額、支出見込み額を引きまして、収支残額の見込みは282万2,082円ござい

ます。

33ページをお願いいたします。こちらは、現在の収入の見込み状況を記載させていただいております。ごらんとおりでございますが、一番下の欄外でございますが、この収入のほかに、これから通帳を解約する形になりますので、この解約時に預金利息が収入として見込まれております。ご了承のほどよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、34ページをお願いいたします。34ページにつきましては、3月23日現在の支出の見込み額を掲載させていただいております。目立つところだけご説明をさせていただきたいと思ひますが、1、協議会費、1、協議会運営費、会議運営費にございます旅費、需用費、使用料及び賃借料のところでございますが、これは支出見込み額がゼロ円となっております。こちらにつきましては、本年度住民向けの視察等を考へておりましたが、字別の説明会を行うなどということによって、やり方、説明の仕方を変えて実施をしなくて執行しなかったものということになっております。ご了解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、2、事業費、1、事業推進費、事業推進費、委託料でございますが、884万8,440円でございます。主なものにいたしましては、地域計画の策定、例規整備業務、それと事業推進のための技術支援業務でございます。

欄外のところでございますが、こちら23日現在でございますが、このほかに3月24日に建設検討委員会を開いておりますので、これの委員報酬、それと3月分の電話料、複合機の消耗品代、これはコピーのパフォーマンス料金になります。それと、会議録の反訳委託料等の支出が見込まれておまして、おおむね18万ぐらゐの支出がされると考へております。

続きまして、35ページをお願いいたします。35ページは、現在協議会で使っております備品台帳でございます。1番から11番まで掲載をさせていただいております。こちらのものにつきましては、組合のほうに移管をさせていただきたいと考へております。また、1番の公印につきましては、不要になった時点で廃棄をしたいと考へておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、済みません、めくっていただきまして、36ページをお願いいたします。協議会、建設検討委員会、事業説明会等の開催状況ということで資料を添付させていただいております。今まで2年間ございました会議、説明会をまとめたものとなっております。この2年間の記録として資料添付をさせていただきました。後ほどごらんいただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

説明のほうは以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○新井議長 ご苦労さまでした。

それでは、解散について、決算、それから残額の処理、備品の取り扱い、こういったことが中心でございます。今の説明で何かご質疑がございましたらお願ひいたします。

〔「ありません」と言う人あり〕

○新井議長 例へば解散しても監事さんは少し残ると、岩澤委員さんと松本委員さん、よろしくお願

いします。

それでは、その案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井議長 ありがとうございます。

それでは、清掃協議会の解散については、この案のとおりと決定いたしました。

それでは、議事は以上です。それでは、進行にご協力いただきましてありがとうございます。

○司会 新井会長、ありがとうございました。

4 その他

○司会 では、4、その他に移ります。

本日の協議会の解散に当たりまして、2年間当協議会の参与をお願いしてきました川越比企地域振興センター東松山の鈴木所長さんと東松山環境管理事務所の新村所長さんに、それぞれ挨拶をお願いしたいと思います。

それでは、最初に鈴木所長さんからお願いいたします。

○鈴木委員 今年度と昨年度と大変お世話になりました。ありがとうございました。本日全ての議案が無事に承認をされまして、中部清掃協議会の解散、それから今後中部資源循環組合への移行、まことにおめでとうございませう。廃棄物処理施設の建設という非常に困難な課題に、何としても立ち向かう、何としてもなし遂げるのだという新井会長を初め市町村長さんの強い姿勢と取り組みに対しまして、本当に心から敬服した次第でございます。先ほどの事務局の説明にもございましたけれども、今後とも地元の皆様への丁寧なご説明であるとか、話し合いですとかをお願い申し上げまして、御礼のご挨拶とさせていただきます。2年間お世話になりました、ありがとうございました。

○司会 ありがとうございます。

続きまして、新村所長さん、よろしく申し上げます。

○新村委員 東松山環境管理事務所長の新村でございます。全く微力ではございますが、参与という形で2年間協議会に加えていただきましたことを感謝申し上げます。

ごみ処理施設といいますと、どうしても環境影響があるかないかといったようなところばかりがクローズアップされてしまうのですけれども、今回いろいろご検討いただきまして、その結果、ごみ処理施設から発生する熱エネルギーというそのメリットを積極的に活用して地域づくりを行っていくという他のモデルになるような計画ができ上がってきたことを大変うれしく思っております。

環境影響につきましては、今後環境影響評価というような形で県の環境部のほうでもプランが具体化した時点で確認させていただくことになると思います。引き続きすばらしい施設になるようにどうぞよろしく申し上げます。本当にどうもありがとうございました。

○司会 新村所長さん、ありがとうございました。

その他についてですが、何かございますでしょうか。

[発言する人なし]

5 閉 会

○司会 特になければ、5の閉会に移ります。

閉会の挨拶を東松山市の森田市長さんからよろしく願いいたします。

○森田委員 それでは、皆さん大変ご苦労さまでございました。

この第4回の中部広域清掃協議会をもって協議会が解散され、いよいよ4月から中部資源循環組合が設立をされるわけでごさいます。この2年間関係市町村の皆さん方には、本当にさまざまな角度でご審議をいただきまして、私からも感謝申し上げる次第でごさいます。また、地元の皆さんに対する丁寧な説明をしていただきながら、この大きなプロジェクトをおおむね順調に進んでいるのも、新井町長初め職員の皆さんのご努力のたまものでありますことを、改めてお礼を申し上げる次第でごさいます。

いよいよこれから中部資源循環組合が設立をされ、施設の整備、建設に向けて実質的な事業が開始するわけでごさいます。引き続いて関係市町の皆様には協力、ご審議を賜りますようお願いを申し上げる次第でごさいます。また、地域振興センター、鈴木所長さん、そして環境管理事務所の新村所長さんには、埼玉県の立場として大変なご支援、ご協力をいただきまして、こちらからもお礼を申し上げる次第でごさいます。本当にありがとうございました。

それでは、今後この資源循環組合の事業が順調に推移することをご祈念申し上げ、関係の市町村の皆様方に改めてお礼を申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶にかえさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

○司会 ありがとうございました。

以上をもちまして、第4回清掃協議会を終了いたします。お忙しい中、どうもありがとうございました。